

今月のトピックス

令和7年7月

顧問先社長 経営幹部各位

株式会社 アンジェロ

社労士法人 斎藤マネジメントオフィス・アンジェロ

【東京本社】TEL:03-5356-6377 FAX:03-5449-1088

【埼玉支社】TEL:048-781-2651 FAX:048-726-0811

【今月の担当:田村】



【育児・介護休業法の改正について】

令和7年10月1日施行の育児・介護休業法改正により、新たに「①柔軟な働き方を実現するための措置」と「②仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取・配慮」が事業主に義務付けられます。

今回は①について説明いたします。

《育児期の柔軟な働き方を実現するための措置》

事業主は下記①～⑤の中から、**2つ以上**の措置を選択して講じる必要があります。労働者は事業主が定めた措置の中から**1つを選択して利用**できます。（事業主は、過半数で組織する労働組合もしくは労働者の過半数を代表する者の意見聴取を基に選択する措置を考慮する必要があります。）

対象者：3歳から小学校就学前の子を養育する労働者（日雇い労働者は対象外）

フルタイムでの柔軟な働き方

選択して講ずべき処置	例	備考
①始業時間等の変更	フレックスタイム制 始業または終業時間の繰り上げ、 繰り下げ制度（時差出勤）	一日の所定労働時間は変更なし。
②テレワーク等	自宅でのテレワーク 事業主が認める場合はサテライト オフィス等	一日の所定労働時間は変更なし。 <u>月に10日以上</u> 利用できるもの。 （時間単位での取得を認める必要あり。）
③保育施設の設置運営等	保育施設の設置運営 ベビーシッターの手配および費用負担等 （費用の一部負担でも可）	保育施設の設置運営を外部委託し、 費用を事業主が負担することも含む。
④就業しつつ子を養育することを容易にするための休暇	養育両立支援休暇 付与 幼稚園等行事、子の送迎等 （利用目的は限定しないこと）	一日の所定労働時間は変更なし。 <u>年に10日以上</u> 取得できるもの。 （取得基準日は、誕生日起算でも4/1～3/31の年度起算でも良い。） 時間単位での取得を認める必要あり。 有給、無給かは就業規則等で定める。
⑤短時間勤務制度	<u>一日の所定労働時間を原則6時間</u> とする等	短時間労働者（パート、アルバイト等）で 既に6時間勤務以下の場合、上記 ①～④の選択肢から選べるようにすること。

※措置の選択は事業所単位や職種、部署ごとなど業務の性質や内容に応じて定めることができます。

※労使協定の締結により、入社1年未満、もしくは1週間の所定労働日数が2日以下の従業員は除外できます。

※選択した措置を就業規則等に定め、対象労働者に周知、選択させる必要があります。

※上記内容につきまして、ご質問等がございましたら、お気軽にご相談ください。

休業のお知らせ 弊社 8月9日～8月17日は夏季休業とさせていただきます。